

# 各務原市障害者団体連合会活動事業費補助金交付要綱

(平成18年3月7日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、障がい者又は障がい児（以下「障がい者等」という。）の自立と社会参加を促進し、もって障がい者等の福祉の向上を図るため、予算の範囲内において各務原市障害者団体連合会活動事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助事業は、各務原市障害者団体連合会（以下「連合会」という。）又は連合会に所属する障がい者団体（以下「団体」という。）が実施する事業で、次に掲げる事業とする。

- (1) 団体の連携を深め、障がい者等の活動を支援する事業
- (2) 障がい者等の社会参加を促進する事業
- (3) 障がい者等の地域生活を支援する事業
- (4) 障がい者等への理解の促進及び啓発に関する事業
- (5) その他障がい者等の福祉の向上に資するとして市長が認める事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに負担金その他市長が必要と認める経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費とすることができない。

- (1) 交際費
- (2) 慶弔費
- (3) 役員のための飲食会に係る経費
- (4) 慰労を目的とした旅行に係る経費
- (5) 補助事業に直接関係のない人件費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、連合会及び各団体の補助対象経費の合計額を上限とする。

(手続等)

第5条 規則に基づく補助金の交付に関する一切の手続については、連合会が行うものとする。この場合において、連合会は、連合会及び各団体の補助事業を取りまとめ、当該補助事業に係る補助対象経費を合算して手続を行うものとする。

2 前項の場合において、補助金は連合会に交付するものとし、各団体への補助金の配分については、各団体の補助対象経費の範囲内で、連合会が実施するものとする。

(交付申請に係る添付書類)

第6条 規則第4条第1項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体の収支予算書
- (2) 団体の事業活動計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実施報告に係る添付書類)

第7条 規則第11条に規定する補助事業実施報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体の収支決算書
- (2) 団体の事業活動報告書
- (3) 連合会幹事会の会議録
- (4) その他市長が必要と認める書類

(関係書類の保存)

第8条 補助金の交付を受けたものは、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (令和3年4月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。